［新設］

第五節の二　電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等・法第二百三十一条の二）

第百四十九条の二　電磁的記録を提出して法第二百三十一条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出）第一項の申出をするときは、当該申出をする時までに、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製を記録した記録媒体を提出するとともに、電磁的記録に記録された情報の内容から明らかな場合を除き、電子証拠説明書（電磁的記録の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした電磁的記録をいう。次項において同じ。）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2　前項の申出をする当事者は、同項の電磁的記録の複製及び電子証拠説明書について直送をしなければならない。

3　法第二百三十一条の二第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う電磁的記録の提出は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から当該電磁的記録を入力する方法により行うものとする。

（電磁的記録提出命令等に係る電磁的記録の提出等の方法・法第二百三十一条の三）

第百四十九条の三　法第二百三十一条の三（書証の規定の準用等）第二項（法第百三十二条の六（証拠収集の処分の手続等）第六項において準用する場合を含む。）の電子情報処理組織を使用する方法により行う電磁的記録の提出及び送付は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該提出又は送付をする者の使用に係る電子計算機から当該電磁的記録を入力する方法により行うものとする。

（書証の規定の準用・法第二百三十一条の三）

第百四十九条の四　第百三十七条の二から第百三十九条まで（書証の申出における当事者の努力義務、訳文の添付等、書証の写しの提出期間）、第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）、第百四十五条（文書の成立を否認する場合における理由の明示）、第百四十八条（写真等の証拠説明書の記載事項）及び第百四十九条（録音テープ等の内容を説明した書面の提出等）の規定は、法第二百三十一条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出）第一項の証拠調べについて、第百四十条（文書提出命令の申立ての方式等）第一項及び第二項の規定は、法第二百三十一条の三（書証の規定の準用等）第一項において準用する法第二百二十三条（文書提出命令等）第一項の命令の申立てについて、第百四十条第三項の規定は、法第二百三十一条の三第一項において準用する法第二百二十二条（文書の特定のための手続）第一項の規定による申出について準用する。この場合において、第百三十七条の二第二項中「前条（書証の申出等）第一項」とあるのは「第百四十九条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第一項」と、「文書の写し」とあるのは「電磁的記録の複製」と、第百三十八条第一項中「第百三十七条（書証の申出等）第二項」とあるのは「第百四十九条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第二項」と、第百三十九条中「書証の写し」とあるのは「電磁的記録の複製」と、第百四十八条中「写真又は録音テープ等」とあるのは「写真に係る情報を記録した電磁的記録又は録音データ等」と、第百四十九条第一項中「録音テープ等」とあるのは「録音データ等」と読み替えるものとする。